

令和7年度指定給水装置工事事業者講習会のご案内

1 主旨

国土交通省は、水道事業者が指定給水装置工事事業者（以下「指定工事業者」という。）に定期的に研修機会を与えることにより、必要な情報の取得、技術力の維持・向上を図るとともに、各指定工事業者の現況を把握することを目的に、水道事業体による指定工事業者への定期研修を実施するよう働きかけています。

また、令和元年10月1日改正の水道法により、指定の更新制が導入され、更新申請時に講習会の受講実績について確認しております。

本市におきましては、社会状況をふまえた情報の提供及び指定工事業者の資質の維持・向上を図ることを目的としています。

2 実施方法

大阪市水道局ホームページ掲載資料による自主学習方式

3 受講期限

令和8年1月16日（金）17時まで

※講習会資料は本通知発送日にホームページへ掲載しておりますので、必ず期間内に受講していただくようお願いいたします。

4 自主学習資料の掲載先

大阪市水道局ホームページ>新着情報>令和7年度指定工事業者講習会資料

URL : <http://www.city.osaka.lg.jp/suido/> (大阪市水道局ホームページアドレス)

5 講習受講料

無料

6 受講対象者

講習対象者は代表者又は給水装置工事に従事する者とし、この講習を踏まえ必要な社内への周知や教育を実施できる者を含め、講習を受講いただきますようお願いいたします。

7 受講確認の方法

自主学習の後、社内への周知や教育を実施し、講習資料に掲載されている「受講報告書兼アンケート」を提出していただくことで講習会の受講となります。（受講申込の手続きは必要ありません。）

8 アンケート提出方法・期限

「受講報告書兼アンケート」をダウンロードし、必要事項を記入の上、裏面の「問い合わせ先」へご持参いただくか、Eメール、FAX、郵送にてご提出ください。（1指定工事業者につき1アンケートの提出をお願いいたします。）

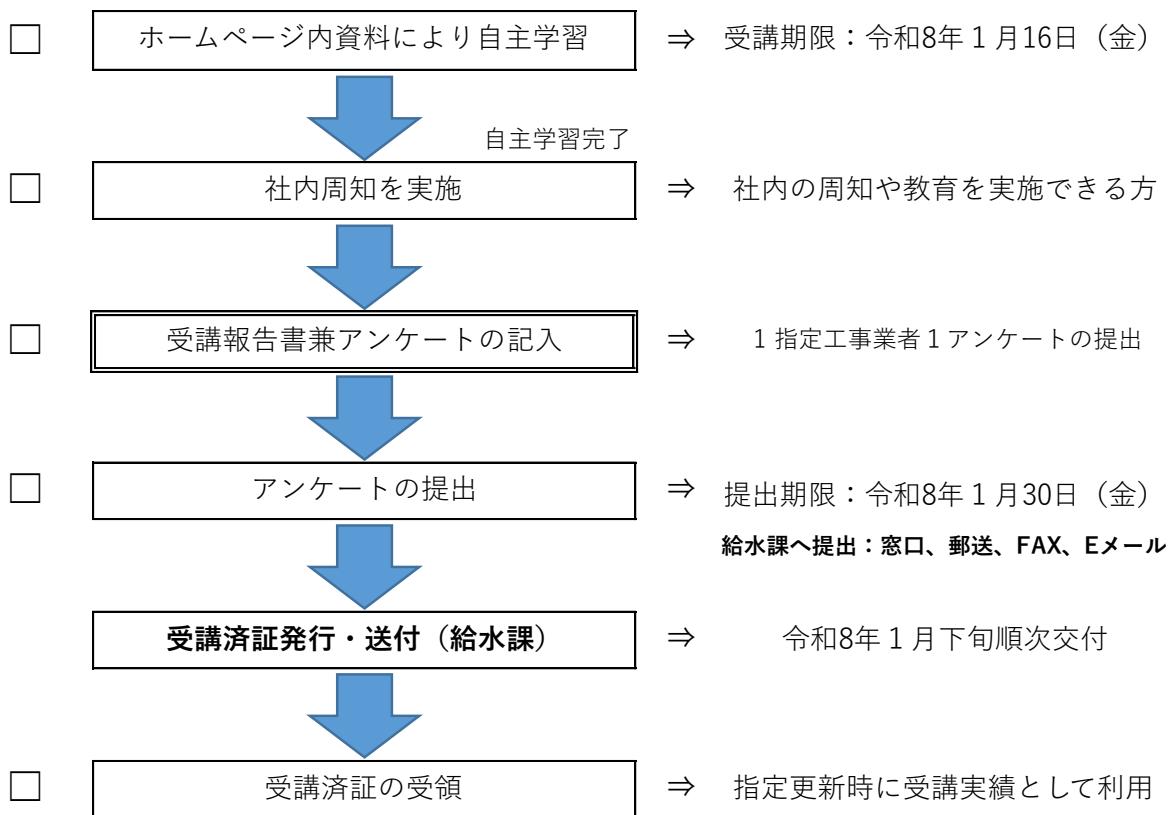
提出期限：令和8年1月30日（金）必着

裏面に続く

◆◆受講の流れ◆◆

◆◆摘要◆◆

チェック欄



9 受講済証の交付

アンケートを提出された指定工事業者の皆さんには、令和8年1月下旬以降に順次受講済証を郵送により交付しますので、忘れずに報告していただくようお願いいたします。

10 その他

- (1) インターネットの環境が整っていない方で、紙資料の送付を希望される方には、郵送で資料を送付いたします。送付にかかる郵送料は指定工事業者のご負担となりますので、**270円の切手**を貼った**角形2号**の返信用封筒に宛先をご記入いただき、給水課までご郵送くださいますようお願いいたします。
- (2) 講習会実施にあたり、**よくあるご質問 Q&A**等を講習会資料掲載先にまとめておりますので、合わせてご参照ください。

【問い合わせ先】

大阪市水道局工務部給水課（担当：西田、大井、梶本）

〒559-8558 大阪市住之江区南港北2丁目1番10号 ATCビルITM棟9階

TEL：06-6616-5480 （平日9時から17時：昼の12時から13時までを除く）

FAX：06-6616-5489

Eメール：kousyuu@suido.city.osaka.lg.jp